

鹿児島県少年警察活動規程の運用解釈について（概要）

（令和8年3月6日 鹿人少第3017号）

本通達は、鹿児島県少年警察活動規程に基づき、少年警察活動に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 少年警察活動の趣旨、基本
- 一般的活動
- 非行少年等についての活動

等である。